



セアカゴケグモ(実物大)
(京都市衛生環境研究所
提供)

平成26年4月10日
総務省四国行政評価支局
(局長：安原英樹)

「特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視」

—改善通知に対する措置状況の公表—

四国行政評価支局は、平成25年7月から平成26年2月にかけて、香川県内及び徳島県内における特定外来生物の防除等の実施状況について調査し、平成26年2月27日、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局及び四国地方整備局に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

このたび、通知を行った関係機関から改善状況について回答があり、その概要を取りまとめましたので公表します。



アライグマ(環境省HPより)

【本件照会先】

四国行政評価支局 第4評価監視官室

まなひ

担当：真井

電話：087-831-9209

FAX：087-831-4232

1 特定外来生物の防除の推進

○ 特定外来生物の生息(生育)情報の的確な把握【中国四国地方環境事務所】

調査結果の概要

- 中国四国地方環境事務所と香川県及び徳島県が把握する特定外来生物に齟齬

香川県・中国四国地方環境事務所		徳島県・中国四国地方環境事務所
香川県は確認、環境事務所は未確認	香川県は未確認、環境事務所は確認	徳島県は未確認、環境事務所は確認
オオハンゴンソウ	クリハラリス、コクチバス、アゾラ・クリスタータ	クリハラリス

- 徳島県が単独で防除しているカミツキガメについて、中国四国地方環境事務所では、その生息状況を把握しながら、防除等に**有益な情報**(例: 関東地方環境事務所が平成17年に印旛沼で実施した「カミツキガメ防除モデル事業」の結果等)を**徳島県に未提供**

改善所見

四国地方4県の特定外来生物を所管している自然環境担当部局等との間で、それぞれが把握している特定外来生物の生息(生育)に係る情報の定期的な共有を図り、必要に応じて、国が有する専門的な知見を提供すること 【中国四国地方環境事務所】



改善状況

中国四国地方を管轄する地方農政局、地方整備局及び中国四国地方の9県等とで構成する「中国四国地方外来種連絡会議(仮称)」(平成26年夏頃に設置予定。以下「連絡会議」という。)で特定外来生物の生息状況等の情報交換を行い、防除等で技術的な情報等を要望された場合は環境省で有する専門的な知見を提供する。 【中国四国地方環境事務所】

(1) アライグマの防除【中国四国地方環境事務所、中国四国農政局】

調査結果の概要

- 徳島県(侵入の初期段階)は、県が県内全域について防除の確認を得ているものの、防除従事者が選任されておらず、今後、被害の状況に応じて防除体制の整備が必要
- 外来生物法(以下「法」という。)や防除の公示の趣旨が周知徹底されていないため、防除に当たっている者の一部が防除従事者になっておらず、生きたままでの運搬を実施(香川県内8市町中1市町)
- 中国四国地方環境事務所が実施したアライグマ防除モデル事業の成果の公開が不十分

改善所見

- ① 法に基づく防除の確認制度を活用して防除の成果を上げている地方公共団体の取組を情報提供するなどにより、防除の確認制度の普及を一層促すこと
【中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局】
- ② アライグマの防除等の取組を行っている地方公共団体に対し、法及び防除実施計画の内容に沿った適正な防除を行うよう指導すること
【中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局】
- ③ 防除モデル事業の実施に当たっては、事業効果の発現の更なる推進を図るため、作成された防除に係る手引及び啓発資料について、防除モデル事業に参加していない地方公共団体も必要に応じて利用できるようインターネットホームページ等で積極的な周知を図ること
【中国四国地方環境事務所】



改善状況

- ① 連絡会議等の会合を通じて、防除の確認制度活用により成果を上げている地方公共団体の先進事例を、被害の拡大がみられる地方公共団体へ情報提供し、確認制度の普及を一層図る。
【中国四国地方環境事務所】

「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」及び管内担当者会議等を活用して、引き続き、防除の確認制度を活用して成果を上げている取組の情報提供等を行い、制度の普及を一層推進する。
【中国四国農政局】
- ② アライグマの防除が、適正に行われるように、中国四国地方の全市町村に対して通知文書を発出した。
【中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局】
- ③ 四国地域におけるアライグマ防除モデル事業で作成した防除マニュアルをホームページに掲載し、地方公共団体などが利用できるようにするとともに、現在実施中の中国地方におけるアライグマ等防除モデル事業終了後、ホームページに掲載することで、周知を図る。
【中国四国地方環境事務所】

(2) セアカゴケグモの防除【中国四国地方環境事務所】

調査結果の概要

- 中国四国地方環境事務所において把握している生息情報が、地方公共団体が把握している生息情報の5割と不十分
- 地方公共団体において、広報紙での周知にセアカゴケグモの写真の掲載がないなど、住民への注意喚起の周知が不十分
- セアカゴケグモが確認された地方公共団体の4割において、抗毒素血清の配備状況を未把握

改善所見

- ① セアカゴケグモが発見された場合には、その後の防除措置も含め、地方環境事務所に漏れなく通報するよう地方公共団体に要請すること
また、把握した生息に係る情報等を整理し、必要に応じ地方公共団体に対して情報提供を行うとともに防除に係る助言を行うこと
- ② 既に人体への被害が生じている地域等におけるホームページ、広報紙、チラシ等による周知方法等の事例を収集し、各県に情報提供するとともに、県等を通じて、住民に対し、それらの事例を参考にした周知を行うよう働きかけること



改善状況

- ① 連絡会議において、管内地方公共団体にセアカゴケグモが発見された場合には当所に通報をするよう要請する。
また、把握した生息に係る情報等については整理の上、必要に応じて、連絡会議の場等を通じて地方公共団体に情報提供するとともに地方公共団体から、求めがあった場合には技術的な助言を行う。
【中国四国地方環境事務所】
- ② 被害が生じている地域の自治体に協力を要請して周知方法等の情報収集に努め、連絡会議等において、県等に周知するように働きかける。
また、セアカゴケグモの分布が確認されている地方公共団体に発見初期における住民への周知事例を収集し、紹介する。
【中国四国地方環境事務所】

(3) オオキンケイギク・ナガエツルノゲイトウ等の防除【中国四国地方環境事務所、四国地方整備局】

調査結果の概要

1 オオキンケイギク【四国地方整備局】

- 香川河川国道事務所(道路部局)では、四国地方整備局が作成した「道路巡回支援業務共通仕様書及び特記仕様書」に基づき、道路巡回業務の委託契約書を締結しているが、同仕様書には特定外来生物の生育状況の把握について未規定
また、道路維持管理(除草作業)において、工事特記仕様書に法を遵守するよう義務付けているものの、委託業者からの報告もない等により当局が国道11号路側帯及び国道32号中央分離帯等で確認した特定外来生物(オオキンケイギク)の生育を未把握
- そのため、香川県内の一部国道の道路維持管理(除草作業)において、受託業者は、結実したオオキンケイギクを他の植物と一緒に刈取りした可能性があり、また、飛散防止措置等を探らずに運搬し、特定外来生物の生育域を拡散させたおそれ

2 ナガエツルノゲイトウ【中国四国地方環境事務所】

- 香川県内のため池において、ナガエツルノゲイトウの発見から同定(※)までに約5か月を要したこともあり、防除に着手するまでに7か月以上かかり、完全な防除に至らず ※ ある対象生物について、それが特定外来生物であるかどうかを判断すること

改善所見

- ① 「道路巡回支援業務共通仕様書の特記仕様書」に特定外来生物の生育状況の把握についても具体的に規定するとともに、管内国道事務所等に対し、道路巡回業務の委託契約書に特定外来生物の把握について記載すること。また、道路維持管理(除草作業)の委託業者に対して、特定外来生物の効率的な把握を行うよう指導すること 【四国地方整備局】
- ② 国道維持管理工事の委託業者に対し、「四国地方整備局管内外来種対策(案)」について説明するとともに、特定外来生物を確認した場合、当該委託業者に対し、防除の公示に基づいた防除方法により防除を行わせるよう指導すること 【四国地方整備局】
- ③ 地方公共団体や住民からの特定外来生物の同定依頼に迅速に対応するため、管内外の特定外来生物の専門家の把握に努めること 【中国四国地方環境事務所】

改善状況

- ① 「道路巡回支援業務共通仕様書の特記仕様書」に、特定外来生物の生育状況を把握することについて具体的に規定する文書を追加した。
また、平成26年1月15日の会議において、管内出張所長に対して、道路維持管理(除草作業)の契約時には、委託業者に対し、「四国地方整備局管内外来種対策(案)」に基づき作業(事前調査を含む)をすることを指示するよう、説明を行った。 【四国地方整備局】
- ② 管内出張所長に対して、平成26年1月15日の会議において、委託業者に対し、「四国地方整備局管内外来種対策(案)」に基づき防除をすることを指示するよう、説明を行った。また、4月の人事異動後、同様な会議において再度説明を実施する予定である。 【四国地方整備局】
- ③ 現在、環境省では特定外来生物の同定に関するシステムを運用しているため、同定依頼に対し遅延無く(同定困難な場合を除き概ね2、3日程度)回答しているが、一層の迅速化を図るため、特定外来生物の専門家については、近隣の大学、博物館及び動植物園だけでなく、学会等の情報入手する等把握に努める。 【中国四国地方環境事務所】

2 飼養等の許可の適正化【中国四国地方環境事務所】

調査結果の概要

● 特定飼養等施設の管理状況等の不備

ア セイヨウオオマルハナバチ

香川県内の許可件数139件の中から、5件(5施設)を抽出調査

- ① ハウスの一部が破損等しているもの 1件
- ② 施設の外部との出入口の戸が二重以上になっていないもの 1件

イ その他の特定外来生物

香川県内の許可件数26件の中から、17件(7施設)を抽出調査

- ① 識別措置(マイクロチップの埋込み等)を行っていないもの 3件
- ② 識別措置内容を届け出していないもの 9件
- ③ 数量変更の事由等を届出していないもの 10件
- ④ 細目告示に定められた施設基準に適合していないもの 2件

● 事務処理期間の遅延

新規の飼養等の許可を行った18件を抽出調査
1か月を超過しているもの 3件

改善所見

- ① セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可を受けた者及びこれらの更新許可申請のとりまとめを行っている農業協同組合に対し、許可の更新時期を捉えて、その取扱いに関する規制の周知啓発を強化すること
- ② セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可を受けた者に対しても、その適正な飼養の管理を推進するため、計画的な現地調査を実施すること
- ③ 特定外来生物の飼養等には許可が必要であること、及び無許可での飼養等には罰則が伴うことを、より一層普及・啓発すること
- ④ 飼養等の許可申請書の提出がなされてからの事務処理が遅延することのないよう、必要な対応措置を講ずるとともに、特に、環境省と農林水産省との共管種であるオオクチバス及びブルーギルについては、標準処理期間を遵守できるよう、中国四国地方環境事務所と水産庁との間の進行管理を行う仕組みを構築し、これを徹底すること



改善状況

- ① 現在、飼養等の許可をした場合、申請者に対しては新規、更新を問わず「お知らせ」「セイヨウオオマルハナバチの取扱いについての注意点」を添付し取扱いについての注意を促しているが、今後はこれらに加えて更新に際して許可申請の取りまとめ者(農業協同組合等)に対して法の規制の周知、法の遵守の徹底を要請する旨を記した文書を添付する。 【中国四国地方環境事務所】
- ② 特定外来生物飼養等許可者に対し、計画的な現地確認のための調査を行う。 【中国四国地方環境事務所】
- ③ ホームページ等を通じて周知・啓発を図るとともに、連絡会議において、特定外来生物の飼養等について周知を行う。 【中国四国地方環境事務所】
- ④ 事務処理については標準施行期間以内に施行できるように既に進行管理の方法を点検し、進行状況を課内で共有できるようにした。水産庁との連携については、適正な進行管理ができるよう既に水産庁と協議の上、対策を講じ実施した。 【中国四国地方環境事務所】